

奈良県立大学副学長選考規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良県立大学（以下「本学」という。）の副学長（以下「副学長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選任及び任命)

第2条 本学の学長（以下「学長」という。）は、本学の教育研究又は運営上必要と認める場合は副学長を選任することができる。

- 2 副学長の任命は、学長の申出に基づき公立大学法人奈良県立大学理事長が行う。
- 3 理事長は、前項の任命を行うに当たって理事会の議を経なければならない。

(選考方法)

第3条 副学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長が行う。

- 2 学長は、副学長の選考に当たって教育研究審議会の意見を聴かなければならない。

(職務)

第4条 副学長の職務は、学長が定める。

(任期)

第5条 副学長の任期は、2年とする。ただし、当該副学長を選考した学長の任期を超えることができない。

- 2 副学長は再任されることができる。

(学長が退任した場合)

第6条 副学長は、当該副学長を選任した学長が退任したときは、学長と同時に退任するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人化奈良県立大学設立後直ちに副学長を選考しようとする場合は、第3条第2項の規定にかかわらず、学長は奈良県立大学人事委員会の意見を聴くことを要しない。

附 則

この規程は、令和2年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。